



● 水道加入負担金について

そのほかの質問

- ・まちづくり会社が観光行政に占める役割について
- ・長尾山総合公園のコンセプトについて

一般質問

問① 市内で新たに家を建設する場合、当然に水道に加入することになる。水道に加入するには水道加入金を勝山市に支払わなければならない。この加入金に加えて、水道供給条例に基づき、加入者はその住む地域により負担金を支払うこととされている。中心市街地が7万円、その周辺部は11万5千円、平泉寺・遼羽・野向・荒土・鹿谷などは21万円、北谷等が30万円と負担金の額が定められている。この金額の積算根拠は何か。

答② このような地域別負担金は、水道法第14条第2項の第4号で禁止されていない。「特定の者に対する不当な差別的取り扱いをするもの」に当たる可能性がある。福井県内では、勝山市以外に地域別負担金を求めている自治体はあるか。

答③ 勝山市は、このような地域別負担金を撤廃する考え方はあるか。

① 上水道の加入負担金については、水道法第14条第1項で「水道事業者は、料金給水装置工事の費用の負担区分その他の規定を定めなければなら

ない」と規定しており、この規定に基づき、勝山市では勝山市水道事業給水条例において、加入金を定めている。勝山市水道事業給水条例第30条では、「負担金は、給水装置の新設の申込者から、区域に応じ、申込みの際、これを徴収する」と定めている。負担金は、区域事業ごとの事業費から国庫補助金、起債等を差し引いた地元負担分を、区域の戸数で割り返して算出している。市街地から村部に向けて拡張事業を実施してきたが、その区域毎の事業費及び受益者がそれぞれ異なるため、負担金に差ができる。

トピックス

永年勤続表彰

4月27日に開催された北信越市議会議長会定期総会、及び5月31日に開催された全国市議会議長会定期総会で、安居久繁議員、山田安信議員の両名が20年以上議員在職の特別表彰を受けられました。

安居久繁議員

山田安信議員